

農地の相続税納税猶予に関する適格者証明願について

農地の相続税の納税猶予制度は、適用を認められた農地の相続税の一部の納税を猶予し、適用を受けた相続人が死亡したときに、猶予した相続税の免除を受けられるもので、本適格者証明の対象者は、被相続人の耕作農地に対して相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者です。

また、不耕作地や譲渡、農地転用等の予定がある農地は除外して下さい。（市街化区域内で猶予が受けられるのは、生産緑地のみです。）

証明願は添付書類を完備して毎月 10 日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出して下さい。

◎ 添 付 書 類

- 1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願及び特例適用農地等の明細書
 - ・証明願は 2 部作成し、印鑑は実印使用（左綴じのうえ割印、捨印を押印する。）
- 2) 申請者の印鑑証明書（原本）
- 3) 土地家屋名寄台帳の写し又は固定資産税評価証明書
 - ・特例を受ける土地表示を確認するため（市役所 課税課（1 階）より交付を受ける）
- 4) 被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本（戸籍抄本）及び相続人系図
 - ※ 4) は、法務局で発行する「法定相続情報一覧図の写し（原本）」の添付で代用可
- 5) 遺産分割協議書の写し及び全員（申請者を除く）の印鑑証明書の写し
相続放棄申述受理証明書の写し
 - ・相続持分を放棄した場合（裁判所より交付を受ける）
 - 特別受益証明書（相続持分不存在証明書）の写し
 - ・被相続人よりすでに贈与を受け相続分が存在しない場合
- 6) 案内図及び公図の写し（区画整理施行区域内の生産緑地がある場合は、その仮換地証明書）
 - ・案内図（納税猶予を受けようとする農地を住宅地図等で図示）
 - ・公図の写し（法務局で交付（坂戸中学校前））
 - ・仮換地証明書（市役所区画整理課で交付）

そ の 他

- ア) 特例を受ける農地の相続登記を済ませている場合は、「登記事項証明書（全部）」又は「登記済書（権利書）及びその申請書の写し」を添付して下さい。
 - ・この場合は、上記の 3) 4) 5) の書類は不要となります。
- イ) 法定相続人以外への特定遺贈の場合は、農地法第 3 条許可書の写しを添付して下さい。
 - ・農地法第 3 条許可農地のみの場合は、上記の 4) の書類が不要となります。
- ウ) 農地等の生前一括贈与を受けている場合は、上記の 4) 5) の書類が不要となります。

詳しくは 川越税務署 又は 坂戸市農業委員会事務局 へお問い合わせ下さい。

連絡先 川越税務署 資産税部門
川越市大字並木 4 5 2 - 2
TEL049-235-9411

坂戸市農業委員会事務局
坂戸市千代田 1 - 1 - 1
TEL049-283-1331 内線 654